



令和8年8月27日
内閣府政策統括官（防災担当）

災害対応車両登録制度に基づく災害対応車両の派遣について ～熊本地震の被災地へ災害対応車両をプッシュ型的に調整し、派遣を行っています～

1. 概要

内閣府では、災害時に活用可能なトイレカー、キッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録・データベース化し、発災時には、被災自治体が迅速に派遣要請をすることができる災害対応車両登録制度^{ディートレース}（D-T R A C E）を令和7年6月1日から開始しています。

この度、熊本地震により被害を受けた熊本県からの要請に基づき、内閣府においてD-T R A C Eに登録された災害対応車両のほか、未登録車両についても所有者とプッシュ型的に調整し、派遣を行いました。なお、派遣においては、関西広域連合の協力もいただいております。

今回の派遣要請にご協力いただきました自治体、民間企業並びに法人団体の皆様に心より感謝申し上げます。

2. 災害対応車両の派遣状況等

派遣場所：熊本県八代市、宇城市及び八代郡氷川町

派遣台数：トイレカー	33台
ランドリーカー	3台
シャワーコンテナ	1台
派遣法人数：キッチンカー	1法人

（令和8年8月27日時点）



【写真】熊本県に派遣された災害対応車両（左・京都府相楽郡精華町所有トイレカー 中・（一社）キッチンカー 一経営審議会所有キッチンカー 右・WASHハウス㈱所有ランドリーカー）の設置状況

3. 今回派遣いただいた自治体、民間企業並びに法人団体一覧

用途：トイレ（D-T R A C E登録車両）

No.	自治体または企業名	車両種別	派遣台数
1	愛知県	トイレトレーラー	1台
2	愛知県一宮市	トイレトレーラー	1台
3	愛知県豊田市	トイレトレーラー/トイレコンテナ	2台
4	愛知県知多郡東浦町	トイレカー	1台
5	愛知県額田郡幸田町	トイレトレーラー	1台
6	三重県津市	トイレトレーラー	1台
7	京都府相楽郡精華町	トイレカー	1台
8	広島県三原市	トイレトレーラー	1台
9	山口県防府市	トイレトレーラー	1台
10	徳島県	トイレカー	1台
11	愛媛県松山市	トイレカー	1台
12	愛媛県新居浜市	トイレカー	1台
13	愛媛県大洲市	トイレカー	1台
14	愛媛県四国中央市	トイレカー	1台
15	福岡県宗像市	トイレカー	1台
16	佐賀県三養基郡みやき町	トイレカー/トイレトレーラー	2台
17	長崎県	トイレカー	1台
18	宮城県延岡市	トイレカー	1台
19	宮城県日南市	トイレカー	1台
20	トヨタ自動車株式会社	トイレトレーラー	2台
21	福留開発株式会社	トイレカー	1台
22	ミタニ建設工業株式会社	トイレカー	1台

用途：トイレ（D-T R A C E未登録車両）

No.	企業名	車両種別	派遣台数
1	岡山県勝田郡奈義町	トイレカー	3台
2	広島県東広島市	トイレトレーラー	1台
3	広島県山県郡北広島町	トイレカー	1台
4	福岡県直方市	トイレトレーラー	1台
5	佐賀県	トイレカー	1台
6	佐賀県三養基郡みやき町	トイレカー	1台

用途：洗濯

No.	企業名	車両種別	派遣台数
1	WASHハウス株式会社	ランドリーカー	1台
2	ソラナリゾート株式会社	ランドリートレーラー	1台
3	山本運輸株式会社	ランドリートレーラー	1台

用途：入浴

No.	団体名	車両種別	派遣台数
1	一般社団法人JAPANキャンパーズコネクト	シャワーコンテナ	1台

用途：食事

No.	団体名	車両種別
1	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	キッチンカー

4. 現地写真



【写真】熊本県に派遣された災害対応車両（左上・佐賀県三養基郡みやき町所有トイレトレーラー 中上・愛知県豊田市所有トイレトレーラー 右上・（一社）キッチンカー経営審議会所有キッチンカー 左下・ソラナリゾート(株)所有ランドリートレーラー 中下・山本運輸(株)所有ランドリートレーラー 右下・山本運輸(株)所有ランドリートレーラー）の設置状況

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 清水、上野、前田、坂田
 TEL 03-5253-2111（内線51309）
 03-3503-5691（直通）

災害対応車両登録制度の概要

登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(D:Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine)の頭文字をとったもの

- **災害対応車両**（以下「車両」という。）とは、発災時に、**避難所**、**仮設住宅**若しくは**トイレ**の用途に供され、又は、**食事**、**洗濯**若しくは**入浴サービス**を提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**（発災時に車両の配車調整を行う法人。以下「調整法人」という。）のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が**発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化し、自治体等へ共有**（下図①②）。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム（D-TRACE）**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**（下図③④）。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**（下図⑤）。
- 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。**令和7年6月1日**より施行。
- 令和8年7月31日時点で、**災害対応車両は524台、災害対応車両調整法人は41法人**が登録済。

■ 災害対応車両の例



■ 登録制度イメージ

